

## Ⅷ 教育相談の方法と別室学習に関する規定

(主旨)

**第1条** この規定は、心因的な理由、その他特別な理由により、教室、実験・実習室、体育館、その他の授業に使用する施設（以下「教室等」という。）において、他の生徒とともに学習することが著しく困難と認められる生徒の取り扱いに関するものである。

(教育相談の方法)

**第2条** 教育相談室の利用は、昼食時間または放課後を利用することを原則とする。ただし、緊急性があり、授業中に教育相談を受ける場合、相談後「教育相談連絡票」を担任または教科担任に提出し、原則として出席扱いとする。

(別室学習の意義)

**第3条** 別室での学習は、当該生徒が関係職員の指導や教育相談を受けながら心因的な症状の回復を図り、スムーズに集団生活への復帰ができるようにするために行われるものであり、当該生徒が学級復帰に努力することを前提とする。

(別室学習の判断)

**第4条** 特別支援委員会・中退対策委員会（以下「委員会」という。）は学級担任及び教科担任等の情報に基づき、次の各号に該当する生徒に関して、専門家の意見を得た上、委員会で審議し、職員会議に諮り、校長の許可を得て別室学習を認めるものとする。

- (1) 心因的な理由により、教室などでの学習が著しく困難と認められる生徒。
- (2) その他理由があつて、教室などでの学習が困難と認められる生徒。

(別室学習及び期間)

**第5条** 第4条の規定により、教室等における学習が著しく困難と認められる生徒については、保健室又は教育相談室等（以下「別室」という。）において学習を行うことができる。

- 2 前項の規定により、別室での学習を認められた生徒についても、可能な場合は、他の生徒と共に教室等での授業を受けることができることを原則とする。
- 3 別室での学習は、可能な限り短期間で学級復帰ができるよう指導に当たり、期間は原則として別室学習が認められた日を積算して3カ月を上限とする。それ以降の取り扱いについては、委員会で検討し、職員会議に諮る。

(学級担任)

**第6条** 学級担任は、第4条1号及び2号の規定に該当する生徒がいる場合、当該生徒の出欠等の把握をし、教育相談係、養護教諭、関係職員と連携を密に取り指導にあたる。

(教科担任)

**第7条** 各教科担任は、学級担任、教育相談係、養護教諭と連携を密にし、当該生徒に対し、該当する時間の課題を課し、適宜指導を行う。

- 2 実技を伴う教科（実習・体育等）については、当該教科及び科で話し合い、放課後や長期休業日及び単位認定日まで補習を行う。

(出席時数の取り扱い等)

**第8条** 別室での学習が認められた生徒は、在室時間に対応した所属クラスの当該日の時間割による教科・科目の学習を行うことを原則とする。

- 2 当該生徒の出席の取り扱いについては、教科・科目の課題提出をもって、出席日数及び出席時数とすることができる。

(定期考査等)

**第9条** 定期考査、各教科のテスト、追認考査等は、他の生徒とともに、教室で受験することを原則とする。ただし、校長が必要と認めた場合はその限りではない。

附 則

この規定は平成22年4月1日より施行する。

平成30年1月 一部改正  
平成30年4月1日 施行